

岩手県告示第211号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づく岩手県三陸北沿岸津軽石漁港海岸赤前地区海岸に係る海岸保全区域の指定を廃止する。

平成29年3月21日

岩手県知事 達 増 拓 也